

事務連絡  
令和4年3月23日

各 都道府県  
市区町村 障害保健福祉主管部（局）御中

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

障害者支援施設等の職員等に対するアレルギー疾患に関する  
正しい知識の普及について（周知依頼）

日頃より障害保健福祉制度の推進についてご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

今般、アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）に基づき策定されたアレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第76号）（以下「基本指針」という。）が改正されたところです。

改正後の基本指針において、国は、「老人福祉施設、障害者支援施設等に対しても、職員等アレルギー疾患の正しい知識が普及されるよう、職員等の研修受講等について必要な周知を行う」とこととされたことから、このたび、別添の通り、厚生労働省健康局がん・疾病対策課から、障害者支援施設等の職員等に対するアレルギー疾患に関する正しい知識の普及について、周知依頼がありました。

つきましては、改正された基本指針の趣旨を踏まえ、別添の事務連絡に記載されている事業等の活用について、関係者、関係団体等に対し周知をお願いいたします。

○（参考）2021年度 アレルギー相談員養成研修会 開催案内

※下記 URL で、2022年度に開催される研修会について情報提供がされる予定です。

（一般社団法人日本アレルギー学会 ウェブサイト）

[https://www.jsaweb.jp/modules/news\\_topics/index.php?content\\_id=586](https://www.jsaweb.jp/modules/news_topics/index.php?content_id=586)

○アレルギーポータル

<https://allergyportal.jp/>

【別添】

「老人福祉施設、障害者支援施設等の職員等に対するアレルギー疾患に関する正しい知識の普及について（依頼）」

（令和4年3月16日付け厚生労働省健康局がん・疾病対策課事務連絡）